

名古屋地裁昭和 58 年 12 月 16 日判決・判例タイムズ 526 号 237 頁

統合失調症の患者が、解放病棟に自由入院中に、施錠のない出入口から無断で離院し、国道を横断中交通事故により死亡したという事案で、裁判所は病院の責任を否定しました。

裁判例が出た当時、閉鎖病棟から解放病棟へ処置を移行する傾向があったこと、閉鎖病棟から解放病棟へ移行する判断には病院の裁量があることを前提に、病棟が施錠のない開き戸であったり、職員の配置がなかったとしても、病院の裁量から外れたものではないとされました。なお、本件では、死亡に至ることは予測できなかったとして、自死の予見可能性も否定されています。